

南極条約に基づく国際協力とロシアによるウクライナ侵攻の影響

柴田明穂（神戸大学・極域協力研究センター）

1. 南極における政府間国際協力：ウクライナ侵攻の影響

1959年に日本も原署名国として参加して成立した南極条約と、その後1991年に追加された南極環境保護議定書が定める基本原則は、南極の平和利用、南極における科学調査活動の自由とそのための国際協力、領土紛争の棚上げ、そして南極の環境と生態系の保護です。南極環境保護議定書第2条は、これら基本原則をまとめて、「南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する」と表現しています。科学技術が飛躍的に発展し、各国の経済力・技術力が向上した現在、以前よりはアクセスしやすくなったとは言え、南緯60度以南の南極条約地域の自然環境は未だ厳しく危険です。この広大な南極大陸と南大洋で平和を維持し、科学活動を推進し、環境や生態系を守るためには、南極に関心を有する国や政府機関、研究組織、産業界、そして人間一人一人の協力が不可欠です。このうち、国及び政府レベルでの南極に関する国際協力が、2022年2月24日に始まり、2023年6月末時点で未だその終結が見通せないロシアによるウクライナ侵攻によって、いかなる影響をうけており、またこのまま侵攻が長期

化すると更にいかなる影響が懸念されるのでしょうか。

南極における、また南極に関する政府間の国際協力には、もちろん国家事業として実施されている各国の南極観測隊の派遣や南極基地の設置維持、そうした南極活動をサポートする航空機や船舶の運用など、南極現地での協力も含まれます。本小論が検討の対象とするのは、こうした南極現地での科学観測活動も含め、南極の平和維持や環境保護、南極観光活動への対処などに係わる国際的な政策を関係国政府が立案し調整するための国際協力、すなわち南極ガバナンスにおける国際協力です。

2. 南極ガバナンス協力：南極条約協議国会議（ATCM）

南極条約第9条は、南極地域に関する共通の利害関係のある事項について協議し、必要な措置を立案する場として、南極条約協議国会議（ATCM）を設置すると規定しています。つまり、南極条約に基づく国際ガバナンス協力は、南極条約加盟国のうち、ATCMで決定権を有する現在29の協議国の間の協力ということになります（図1参照）。この29の協議国の中には、日本の他、ベルギー、ロシア、南アフリカ、米国、そして南極地域に領土権を主張するア

2023年6月現在		アフリカ	西欧その他	アジア太平洋	東欧	ラ米・カリブ海
協議国 (29)		South Africa	Australia, Belgium, France, New Zealand	Japan	Russian Federation	Argentina, Chile
		Norway, UK, USA	Germany, Italy, Spain, Sweden	India, China	Poland, Bulgaria	Brazil, Uruguay
非協議国 (27)		Finland, Netherlands		Korea, Republic of	Ukraine, Czechia	Peru, Ecuador
		Denmark, Austria, Greece, Canada, Switzerland		PapuaNG, Korea (DPRK)	Romania, Hungary, Slovakia	Cuba, Colombia, Guatemala
	Monaco, Portugal, Iceland, San Marino		Türkiye, Malaysia	Estonia, Belarus, Slovenia	Venezuela, Costa Rica	
			Pakistan, Kazakhstan			
			Mongolia			

図1. 南極条約協議国会議（ATCM）のメンバー

ルゼンチン、オーストラリア、チリ、フランス、ニュージーランド、ノルウェー、イギリスの12の原署名国と、その後、南極地域での科学観測活動などの実績が認められて協議国となった、ドイツ、インド、中国、ブラジル、韓国、フィンランドなどに加えて、2004年からはウクライナも含まれています。ATCMの外交会議では、29の協議国が国名のアルファベット順に着席しますから、戦争中のロシアとウクライナの代表は、わずか3席だけ離れて同じテーブルに着席することになるのです。そして、ATCMでは、その手続規則により、すべての実質的な決定には、全29協議国のコンセンサスが必要とされています。つまり、ロシアにもウクライナにも、米国にも中国にも、そして日本にも、ATCMでの決定を1国だけで否決してしまう権限が認められているのです。もっとも、ATCMにおけるコンセンサスは、南極地域における領土紛争棚上げを前提に、お互いの立場を尊重しながら、真摯な協議に基づいて妥協点を見いだすための手続であり、合意点を模索するすべての協議国の責任ある行動を求めているとも言えます。

ロシアによるウクライナ侵攻が続くなかで、2022年5月23日から6月2日にドイツ・ベルリンで開催された第44回ATCM、そして北大西洋条約機構（NATO）への加盟が実現したばかりのフィンランド・ヘルシンキで2023年5月29日から6月8日まで開催された第45回ATCMでは、南極ガバナンス協力は実現したのでしょうか。また今後はどうなるのでしょうか。その前に、ATCMにおける南極ガバナンス協力が、南極条約成立60年の歴史の中で、いくつもの試練を乗り越えて、継続してきた歴史を振り返っておきたいと思います。

3. 試練を乗り越え継続してきた南極国際協力

1959年に成立した南極条約は、そもそも米ソ冷戦の真っ只中において、両国が南極地域を軍拡競争と核兵器開発の場としないことに国益を見いだして、完全に非軍事化することに合意したものです。冷戦期には世界各地で米ソの代理戦争が繰り広げられていました。1970年代、人種隔離アパルトヘイト政策を続ける南アフリカとソ連は断交し、南アフリカに対しては国際社会からも経済・軍事制裁が課されるに至っていました。フォークランド/マルビナス諸島は、南緯51度付近にあり南極条約の適用がある南緯60度以南にはありませんが、英国とアルゼンチンにとっては、南極大陸への領土主張にもかわり重要です。この小さな島の領土支配をめぐる、1982年には両国間で死者800人を越す戦争も起きています。南大洋では、日

本の調査捕鯨をめぐる、日本とオーストラリアが対立し、2010年には国際裁判にもなりました。南大洋の調査捕鯨は、南極条約が適用される海域で行われていましたが、捕鯨問題は、南極条約体制ではなく国際捕鯨取締条約で扱うという「棲み分け論」によって、南極条約「外」の紛争と位置づけられるのです。

以上のような南極域外ないし南極条約「外」にある協議国間の戦争、紛争、対立があっても、南極域内及び南極条約「内」の国際協力は、協議国の外交努力により継続してきたのです。もちろん、若干の不都合はありました。例えば、1977年本来なら南アフリカで開催されるはずのATCMには、断交中のソ連代表団が出席できないという理由で、英国が代わりに開催国となりました。南極条約事務局をアルゼンチン・プエノスアイレスに設置するという提案は、2003年ようやく英国がコンセンサスに加わり決定されました。南極「外」の対立をATCMではできるだけ表沙汰にせず、南極ガバナンスに必要な措置を協議国のコンセンサスで採択できるよう、最大限の外交努力が続けられてきたのです。

南極ガバナンスをめぐるこうした外交面での国際協力が、南極における科学面での国際協力によって後押しされていることは、科学外交（Science diplomacy）の好例として語られます。また、世界中に紛争や対立がある中でも、例外的に南極ガバナンス協力が継続してきたことを、南極例外説（Antarctic exceptionalism）と言うこともあります。

4. ウクライナ侵攻のガバナンス面への影響は限定的

ロシアによるウクライナ侵攻は世界を驚愕させ、3月3日には国連総会において、ロシアの侵略行為を非難する決議が賛成141、反対5、棄権35の圧倒的多数で採択されています。ただ、反対国の中には南極条約協議国であるロシアと非協議国であるベラルーシや北朝鮮、棄権国には南極条約協議国である中国、インド、南アフリカが含まれていることには、留意が必要です。北極国際協力の枠組みである北極評議会では、3月3日にロシアとの協力停止が発表され、4月7日には国連総会決議により、国連人権理事会におけるロシアの理事国資格停止が決定されました。

そのような中で、第44回ベルリン会合の準備が進められていました。新型コロナ禍の影響により、歴史上初めてキャンセルとなった2020年ATCM、完全オンライン会合となった2021年フランス・パリATCMを経て、ベルリンATCMは現地とオンラインのハイブリッド会議とし

て準備が進んでいたのです。つまり戦火のウクライナ代表団がそもそも会議に参加できるか、ロシア代表団のドイツへの入国を認めて会議に参加させるか、といった課題に直面することになったのです。一部学説では、侵攻国ロシアへの制裁として、ATCMへの出席を認めるべきではないと主張するものも現れていました。

筆者は、3月20日にネット上の記事を通して、ロシア代表をATCMに参加させないのは、ロシアの南極条約上のATCM参加権を侵害することになり、そうした措置をロシアの侵攻行為への対抗措置として実施することは国際法的に難しいことを論じました。そして、南極条約上の権利を一方的に停止する措置が、さらなる相手側からの一方的措置（例えば査察受入拒否）を誘発することにもなり、国際法的根拠の薄弱な一方的措置の応酬は、ひいては南極条約体制全体の瓦解にもなり得るとして警鐘を鳴らし、冷静な対応を呼びかけました。他方で、戦争の影響で協議国ウクライナ代表が会議に参加できないような事態になった場合には、会議の延期も検討すべきと提言しました。仄聞するに、この記事は一部協議国の外交筋の目にもとまったようであり、ベルリン会合は、ロシアとウクライナの参加を得て、予定どおり開催されました。もっとも、ロシア代表団のほとんどはオンライン参加でした。

ベルリン会合の冒頭、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐるやりとりが行われ、ほとんどの協議国がロシアの違法な侵略戦争を非難し、ウクライナとの連帯を表明しました。これに対してロシアは、自国の行為を正当化すると共に、「このような発言が南極条約体制の基本をなす国際協力の伝統を脅かす」と反論しました。ロシアによる反論発言の際に、日本や欧米の協議国が議場退席するという場面もあったようです。他方で中国は、ATCMは地政学的問題を議論する場ではなく、ATCMを政治化すべきではないと発言しました。しかし、その後の実質議題では、ロシア提案文書も含めて粛々と協議が進められました。もっとも、ロシアを座長とする会期間協議プロセスの継続提案は、「やんわり」と否定されました。ベルリン会合での実質協議を困難にしていたのは、気候変動への対応やコウテイペンギンを特別保護種に指定するかなどをめぐる、中国が頑なに反対する場面であり、ウクライナ侵攻とは全く関係ありませんでした。

ベルリン会合における南極ガバナンス協力の成果は、南極特別保護ないし管理地区の管理計画を更新する法的拘束力ある17本の措置、南極条約事務局の予算や今後のATCMの活動方針などを定める5本の決定、南極における航空機利用の安全性や南極観光活動に関して勧告的な方針を提言する決議6本が、ロシアとウクライナを含む全29

の協議国のコンセンサスで採択されていることにも現れています。ただ、会議最終日、会議の記録を残す最終報告書の採択の際に、ウクライナ提案文書やウクライナ侵攻に触れている段落を削除するようロシアが求めたのに対し、会議議長が、手続規則に則って、コンセンサスがないことを記録した上で関連段落を含め最終報告書が採択されました。手続規則上は可能であっても、これまでATCM最終報告書はコンセンサスで採択されてきたことを考えれば、ロシアによるウクライナ侵攻をめぐる原則論については、双方ともに譲れないということの現れかもしれません。南極「外」のロシアによるウクライナ侵攻に関するこの原則論が、南極条約「内」の協力の精神や実際の措置採択にどのような悪影響を及ぼすのか、それが試されたのが、2023年のヘルシンキ会合でした。

5. 2023年ヘルシンキATCMが残した心配の種

2023年第45回ATCMの開催国フィンランドは、1989年に協議国となっており、今回初めて会議ホストの重役を担うことになりました。フィンランドの主な関心は北極ガバナンスであり、またロシアとの関係では、2023年4月4日にNATO加盟が正式に認められたばかりでした。2年目に突入していたウクライナ侵攻や、南極における気候変動対策に後ろ向きな中国の動向などに神経をとがらせながら、自国民向けにはロシアへの対応等についてメディアが大々的に取り上げないように配慮しながら、フィンランド政府は、できるだけ中立的立場で、会議が穏便に終了することに注力していたように思います。

ヘルシンキ会合は、一部オンライン視聴を認めつつ、ほぼ通常どおりの対面協議に戻して開催されました。つまり、ロシアやベラルーシの代表団が実際にヘルシンキに来て、ウクライナ代表団と共に議場で議論を交わすことになったのです（図2）。会場ロビーには、「ウクライナ南極研究と抵抗」と題するパネルが設置されており、元ウクライナ南極観測隊員の写真と共に、彼らが今は兵士として侵攻に抵抗していることが紹介されていました（図3）。

ヘルシンキ会合冒頭全体会合と第一作業部会の議題の中で、ロシアによるウクライナ侵攻に係わるやりとりが展開されました。今回は議場退席のような場面はありませんでした。ロシアの反論に続いて、ウクライナ、スウェーデン（EU代表）、米国、オーストラリア、ドイツ、ニュージーランド、中国、フランス、イタリア、スペイン、ポーランド、フィンランド、日本、ブルガリア、ベルギー、チェコ、ノルウェー、オランダ、韓国が順に発言し、中国は昨年同



図 2. 45 ATCM で談笑するロシアとベラルーシの代表団



図 3. 45 ATCM 「ウクライナ南極研究と抵抗」 パネル展示

様の発言でした。その他の発言国は、ロシアの違法な侵攻を非難すると共に、キーウにあるウクライナ南極事務所本部ビルがロシアによる空襲で破壊されたこと、ロシアによる侵攻が多くの協議国の南極観測プログラムに影響を与えていること、南極協力を含む南極条約体制の規範に悪影響を及ぼしていることなどに触れ、これら影響は事実であり議論することは ATCM の政治化ではないとの主張を展開しました。つまり、ウクライナ侵攻は、もはや南極「外」の出来事ではなく、南極条約「内」の規範や原則に悪影響を及ぼしているという主張です。ロシアの行動を南極条約「違反」と言う協議国はまだなかったと思われませんが、今後のこうした議論は注視しておく必要があるでしょう。

もう一つ気になるのは、こうした議論が ATCM 内で、発言国と沈黙国とにほぼ完全に分かれて行われていたことです。沈黙国の中には、他の議題では積極的に発言していたブラジルやインド、南アフリカ、アルゼンチン、チリなどが含まれています。これら有力南極活動国のすべてが中国の発言内容を支持していたとは思われませんが、南極ガバ

ナンス協力の中に、これまでとは異なる二項対立軸が生まれないか、心配です

ヘルシンキ会合の最終報告書採択時にも、去年同様にロシアがいくつかの段落に異議を唱えました。しかし今回は、議長の巧みな議事進行とロシアの一定の理解の下、記録上は最終報告書がコンセンサスで採択され、その後ロシアが反対したという形で決着を見ました。コンセンサスがなかったことを最後まで記録に残すよう要求しなかったロシアの柔軟な態度が、他の議題での中国の頑なな態度と比べても、印象的でした。南極鉱物資源活動禁止原則を再確認する決議案についても、提案国に名を連ねることはありませんでしたが、ロシアは、議場内で決議案の内容に賛成する旨、発言していました。本国からの指示でウクライナ侵攻に関しては原則論を貫き通す必要があるロシアも、他の議題等での議場内での発言や態度からは、少なくとも ATCM における南極ガバナンス協力それ自体に反対しているとは見えませんでした。

ヘルシンキ会合で時間をかけて議論されたのは、今回の会議のメインテーマである「気候変動と南極：切迫感から行動へ (From Urgency to Action)」や、日本のあすか基地にも近い東南極セールロンダーネ地域に新たに南極特別保護地区 (ASPА) を設置するというベルギー提案、2022-23 年シーズンにはとうとう 10 万人を越えた南極観光活動の規制方針などのトピックでした。本会議の重要成果物と目されていた「気候変動と南極に関するヘルシンキ宣言」をめぐっては、ブラジルや南アフリカが国連気候変動交渉を彷彿させるような厳しい態度で主に EU 諸国と対峙して、かなり内容が薄められて、最終的にはコンセンサスで採択されました。それでも、日本や米国が決議内容の一部につき賛同できないとする発言を記録に残しています。セールロンダーネ地域の新 ASPА 設置提案に対しては、提案の中に含まれていた「立入禁止ゾーン」の設置に中国が原則論で反対し、大幅に内容が修正されて、コンセンサスで採択されました。科学界では適切とされ、かつ、南極環境保護議定書においても明示的に認められている環境管理手法の 1 つが、協議国 1ヶ国の反対で実現できなかったことは、その先例的効果も考えると問題を孕んだ結果と言えるでしょう。今次会合の最大の成果は、オランダが中心となって会期間から慎重に協議を続け、ヘルシンキ会合では米国やアルゼンチン、チリなどの南極観光規制「後ろ向き」協議国の説得に奏効して採択された決定「南極観光その他非政府活動に関する包括的整合的枠組みの策定に向けた専用プロセス」が、全 29 協議国のコンセンサスで採択され、実際にこの交渉プロセスが来年から始まることでしょう。以上のいずれのトピックについても、ロシアによ

るウクライナ侵攻の影響は無かったと思われます。ヘルシンキ会合では、18本の措置、7本の決定、4本の決議が全29協議国のコンセンサスで採択されました。

6. ベラルーシ協議国資格をめぐる議論が残した禍根

ATCMが南極ガバナンス協力の正当なフォーラムであるのは、南極条約それ自体への加盟は国連加盟国であればいずれの国家にも開かれており（条約第13条1）、ATCMに協議国として参加するには南極に実質的な利害関係をもっていることを条件として、協議国のコンセンサスで南極ガバナンスが運用されることにあります。協議国になるための要件は、条約第9条2に定められており、「科学的基地の設置又は科学的探検隊の派遣のような南極地域における実質的な科学的研究活動の実施により、南極地域に対する自国の関心を示す」ことです。協議国資格取得は、国連の加盟承認（admission）のように総会と安全保障理事会の議決によって政治的に判断されるのと異なり、南極地域における実質的な科学的研究活動の実施という客観的事実が協議国の合議により確認（acknowledge）されることにより付与されます。この協議国資格の確認手続は、現在2017年に採択された決定7に定められていますが、南極関連の科学的研究活動とは全く関係ない政治的考慮を挟むことは許されませんし、手続に定められた科学的要件以外の考慮による協議国資格の確認拒否は、ATCMの南極ガバナンス・フォーラムとしての正当性を著しく減じてしまうことになるでしょう。

ヘルシンキ会合では、以前からの持ち越し議題として、カナダとベラルーシの協議国資格確認が議題になっていました。ウクライナ侵攻を側面支援するベラルーシの協議国資格の議論が機微になることは当初より予想されており、またカナダの案件についても前回ベルリン会合で中国とロシアが難色を示して延期されていたこともあり、本件は協議国のみの非公開全体会合で協議が行われました。ある参加者によると、この非公開会合での議論の雰囲気は「険悪」だったそうです。詳細は分かりませんが、結論的には、カナダはいくつかの協議国の立場が変わっていないことを理由に申請を2024年まで延期したこと、ベラルーシについては実質的な科学研究活動についてコンセンサスが得られなかったことが短く記載された最終報告書が採択される予定でした。

ところがヘルシンキ会合最終日、通常の全体会合において、ロシア及び非協議国のベラルーシによりこの問題が再度提起されてしまいました。ロシアの挑発的な発言に呼応

したウクライナが議場で発言し、「ベラルーシの協議国資格取得の要請を再検討する用意があるが、それは侵略戦争への加担をやめ国連の各種合意文書を遵守してからだ、これはすべての南極条約締約国に適用がある条件だ」との内容が最終報告書の記録に明記されてしまいました。つまり、ベラルーシの協議国資格取得にコンセンサスがなかった理由の1つとして、南極における科学研究活動の実績とは関係ない政治的理由があったことが、記録に残ってしまったのです。

確かにベラルーシは、2015年には南極基地を設置しており、観測研究が進展することが期待されてはいたようです。しかし最近のベラルーシの南極活動と研究はロシアに依存しており、今後も「実質的な科学的研究活動の実施」を継続できるか、不安視する向きもあったようです。南極研究科学委員会（SCAR）の正会員にまだなっていないことも、ベラルーシの南極科学研究が未だ「実質的＝サブスタンシャル」ではないと判断する要因になったようです。条約が定める客観的な要件に適合するまで協議国の意見がわかれて、資格取得が持ち越されるのは、南極条約が適正に運用されていることの証拠であり、申請国も何を改善すべきかの指針が得られます。南極条約はその前文で、南極地域の平和利用を定め、南極地域における国際間の調和をもたらす南極条約が、国連の目的及び原則を助長するとは規定しています。しかし、この前文の規定をもってして、国連の関連文書の遵守が協議国資格取得の条件だと言い切るのは行き過ぎで、これを最終報告書の記録に残すことを回避できなかったのは、法律家が代表団にいないウクライナを陰で支えるべき主要欧米協議国の失策だったとも言えるでしょう。

他にも、例えばトルコ、マレーシア、スイス、ポルトガルなど、協議国資格取得を具体的に検討している非協議国がいると言われていました。これら南極条約加盟国は、南極条約や環境保護議定書が定める国際法上の権利を享受し義務に拘束されているのに、それら権利行使のあり方や義務の運用の仕方に関する協議国会議の意思決定に参加できないのです。南極で実質的な科学研究活動をしているのに、ATCMに意思決定権限をもって会議に参加できないのは、不公平と見なされても仕方ありません。ベラルーシの案件が尾を引くことなく、協議国資格取得プロセスが早く正常に戻ってほしいものです。

7. 2026年日本開催ATCMに向けた課題

ヘルシンキ会合で採択された最終報告書には、今後のATCMホスト国の予定として、来年2024年5月20日

から30日にインド南部のリゾート地コーチが決定し、2025年にイタリア、そして2026年に日本が明記されています。2026年日本開催のATCMに向けた課題は何でしょうか。

ロシアによるウクライナ侵攻の行方は見通せません。しかし、コロナ禍の影響で十分な意思疎通が難しくなっていたところに、ロシアによるウクライナ侵攻が追い打ちをかけて、会期間のオンラインやメール協議も含め、ATCMをフォーラムとした南極ガバナンス協力のスピリットが低減しているようにも思えます。十分な意思疎通の欠如、協力スピリットの低減の間隙を突いて、中国やブラジルなどが正面切って、欧米が提案してくる議題に難色を示し、最終報告書に反対国として国名が記載されることも憚らずに、最後まで自国の主張を曲げない態度がまかり通るような雰囲気になっているのが、気になります。冒頭に述べたとおり、南極条約は領土をめぐる根本的な立場の違いを内面に抱えており、南極をめぐる諸課題につき議論するATCMも、自国の立場をその論理的結論にまで押し進めれば、何一つコンセンサスに至ることができないガバナンス・フォーラムです。そのようなATCMにおいて、何らかの国際的政策に合意して共通の課題を前進させるには、必ず妥協が必要です。その妥協を成立させるためには、進展させるべき共通課題の正確な理解と提示（多くが科学技術的専門性と正確なデータを要する）、会期間も含めた粘り強い対話の実践とお互いの立場の理解とすり合わせ、そしてすり合わせた結果をうまく成果物の文言に落とし込む法律的技術の適用など、科学技術的知見と法律論を駆使した総合的な外交力が、ATCMにおける南極ガバナンス協力には求められていると言えます。今のATCMには、この総合的な外交力を実践するリーダー協議国が、複数必要であるように思います。2026年日本開催のATCMに向けて、日本も何らかの議題・テーマで、そうしたリーダー国の役割を担ってほしいものです。

来年のインド、2026年の日本、そしてその次の2027年には韓国がATCMをホストします。4年の間に3つのアジアの協議国がATCMをホストすることになります。ATCMには、国連のような地域グループはありませんが、アジア極地科学フォーラム(AFoPS)もありますし、中国を巻き込んでアジアの協議国が協力して、中長期的観点から南極ガバナンス協力の維持強化に資するような議題設定も可能なように思われます。

2005年にコンセンサス採択された南極環境責任に関する環境保護議定書附属書VIは、残り9協議国の承認を待つ

て効力を生じることになっています。その9ヶ国のうち4ヶ国がアジアの協議国です。ロシアとウクライナはすでに承認を済ませています。ヘルシンキ会合では、オーストラリアが中心となって、附属書VIの承認促進のための会期間協議プロセスを立ち上げました。このプロセスを積極的に活用しつつ、附属書VIの承認問題が複雑な法律議論になることもあり、学术界での意見交換やワークショップといったアカデミック・トラックとも連動させて、進めることも可能でしょう。

ATCMの複数年作業計画は、2年から3年先まで見越して議題の整理と優先順位付けを行っています。2026年日本開催のATCMで議論される議題や優先順位は、予め2024年インドの会議で多くが決定されます。日本がリーダーシップを発揮するための準備の猶予は、あまりありません。

参 考 文 献

- 柴田明穂(2000). 国際法形成フォーラムとしての南極条約協議国会議の正当性. 国際法外交雑誌, 第99巻1号, 1-31.
- 神戸大学PCRC(2021). 国際シンポジウム動画記録「南極条約60年と日本、そして未来へ」<https://polarresearch.org/60antarctic treaty.org/>
- Antarctic Treaty Secretariat(2022). Final Report of the Forty-fourth Antarctic Treaty Consultative Meeting (Berlin, Germany, 23 May-2 June 2022), Volume 1. https://documents.ats.aq/ATCM44/fr/ATCM44_fr001_e.pdf
- 神戸大学PCRC(2022). 国際シンポジウム動画記録「変化する国際情勢と南極協力の行方」https://polarresearch.org/antarctic_symposium2022/
- Shibata, A. (2022). How Can the Antarctic Treaty System Respond to the Russian Invasion of Ukraine? The Polar Connection, 20 March 2022. <https://polarconnection.org/antarctic-treaty-system-ukraine-shibata/>
- Antarctic Treaty Secretariat(2023). Final Report of the Forty-fifth Antarctic Treaty Consultative Meeting (Helsinki, Finland, 30 May-8 June 2023), Volume 1. <https://www.ats.aq/devAS/Info/FinalReports?lang=e> (2023年6月29日受付)